

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年1月15日

支出負担行為担当官

参議院庶務部会計課長 折茂 建

1. 調達件名

参議院第二別館及び電話交換所の床面清掃等一式（令和6年2月19日から令和6年3月29日分）

2. 履行場所

参議院第二別館

東京都千代田区永田町1-11-16

3. 業務内容等

6. (1)で示す場所において配付する仕様書による。

4. 履行期間

令和6年2月19日から令和6年3月29日まで

5. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条（以下「予決令」という。）の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度参議院競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、
「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(4) 暴力団等に該当しない旨の誓約ができる者であること。

(5) 参議院から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 各府省庁等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 参議院発注の清掃請負業務で、令和5年4月から令和5年12月までに支出負担行為担当官から業務の履行等について、書面で警告を受けている者でないこと。

(8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号又は第8号に規定する都道府県知事の登録を受けているもの。

(9) 支出負担行為担当官が定める以下の一に該当し、その実績等を証明できるもの。

ア. 平成29年4月以降に参議院において清掃業務又は建物保守管理業務の年間契約の実績があり年間の履行状況が良好であったもの。

イ. 平成29年4月以降に参議院において清掃業務を実施した実績があり履行状況が良好であるとともに、国際標準基準ISO9001、ISO14001又はJISQ15

001を取得している者であること。

ウ. 平成29年4月以降に清掃対象建物延床面積5,000㎡を超える国、地方公共団体の庁舎施設又は国公立（独立行政法人含む）の美術館及び博物館の清掃業務（日常清掃）を元請けとして1年以上継続した実績があり、国際標準基準ISO9001、ISO14001又はJISQ15001を取得している者であること。

(10)以下アからウまでのいずれかの資格を有するものを雇用していることを証明し、かつアからエの一に該当する者1名を本業務の作業責任者として、業務の履行期間を通じて配置できることを証明できる者であること。エに該当する者を作業責任者とする場合は、必要に応じてアからウに該当する者からサポートを得られる体制を構築すること。

ア. 建築物環境衛生管理技術者

イ. ビルクリーニング技能士（1級）

ウ. 清掃作業監督者

エ. 社歴1年以上の正社員でかつ、清掃対象延床面積5,000㎡を超える清掃業務（日常清掃）において、作業責任者として1年以上の業務実績を有する者又は、※同等の実績を有すると認められる者（※本院が承諾した者）。

6. 入札手続き方法等

(1)入札説明書交付場所、契約条項を示す場所、入札書提出場所及び問合せ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16

入札契約関係：参議院庶務部会計課契約係 TEL 03(3581)3111 内線 74327

メール kaikai-keiyaku@sangiin-sk.go.jp

仕様書関係：参議院管理部管理課庶務係 TEL 03(3581)3111 内線 74401

(2)入札説明書の交付方法

6.(1)において交付する。

(3)競争参加資格確認資料等の提出期限

入札者は、事前見積書及び5.(3)、(4)、(6)、(8)から(10)までを証明する書類を令和6年1月24日（水）午後5時までに、6.(1)に持参、メール又は郵送すること（郵送による場合は書留郵便とし、必着のこと。）。

提出書類の様式及び詳細は入札説明書を確認すること。

(4)入開札の日時及び場所

日時：令和6年1月30日（火）午後2時

場所：参議院第二別館（東棟）1階 会計課会議室

7. 入札方法

(1)入札書に記載する入札金額は、4.に掲げる履行期間を1期間とした総価とする。

(2)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる

ものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札決定に当たっては、予定価格の範囲内で最低の総価をもって有効な入札をした入札者を落札者とする。

(4) その他の詳細は、入札において遵守すべき事項による。

8. 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額が最も低い金額の入札者について、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内であることを要件とする。

9. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格の無い者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

10. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要